

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第6781529号  
(P6781529)

(45) 発行日 令和2年11月4日(2020.11.4)

(24) 登録日 令和2年10月20日(2020.10.20)

(51) Int. Cl. F 1  
**A 6 1 K 8/97 (2017.01)** A 6 1 K 8/97  
**A 6 1 Q 19/08 (2006.01)** A 6 1 Q 19/08

請求項の数 3 (全 11 頁)

(21) 出願番号	特願2014-244945 (P2014-244945)	(73) 特許権者	504030912 株式会社バイオリンク販売 大阪府大阪市中央区南船場3-8-7
(22) 出願日	平成26年12月3日(2014.12.3)	(73) 特許権者	512298351 株式会社サンシャインコーポレーション 東京都品川区東五反田2-5-5
(65) 公開番号	特開2016-108253 (P2016-108253A)	(74) 代理人	100125184 弁理士 二口 治
(43) 公開日	平成28年6月20日(2016.6.20)	(72) 発明者	辻 大作 大阪市中央区南船場3-8-7 株式会社 バイオリンク販売内
審査請求日	平成29年11月24日(2017.11.24)	(72) 発明者	モハマッド ラメザニ 東京都品川区東五反田2-5-5 株式会 社サンシャインコーポレーション内
審判番号	不服2019-13353 (P2019-13353/J1)		
審判請求日	令和1年10月4日(2019.10.4)		

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 スキンケア化粧品組成物

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

ザクロエキス、デーツエキス、イチジクエキス、青りんごエキス、アプリコットエキス、および、ブドウエキスを含有し、前記エキスの合計含有率が、0.001質量%~0.2質量%であり、前記青りんごエキスは、ポリフェノール成分としてプロシアニジンを含むものであることを特徴とするスキンケア化粧品組成物。

【請求項2】

前記エキス成分のうち、ザクロエキス成分の含有率は、20質量%~40質量%であり、デーツエキス成分の含有率は、5質量%~10質量%であり、イチジクエキス成分の含有率は、10質量%~15質量%であり、青りんごエキス成分の含有率は、8質量%~12質量%であり、アプリコットエキス成分の含有率は、7質量%~11質量%であり、ブドウエキス成分が：残部（エキス成分の合計が100質量%になる）である請求項1に記載のスキンケア化粧品組成物。

【請求項3】

ポリフェノール成分として、エラグ酸、ルチン、エピカテキン、カテキン、および、アントシアニンを含む請求項1または2に記載のスキンケア化粧品組成物。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、スキンケア化粧品組成物に関するものであり、特に、しわ、たるみ、シミ、

くすみなどの種々の皮膚老化症状を予防・改善するスキンケア化粧品組成物に関するものである。

【背景技術】

【0002】

加齢に伴い発生するしわ、たるみ、シミ、くすみなどの種々の皮膚老化症状を予防・改善することは、美容上の重要な課題である。従来より、乳液、美容液、クリームなどの化粧品には、これらの皮膚老化症状を予防・改善することを目的として、種々の薬効成分が加えられている。

【0003】

例えば、特許文献1には、カロチノイド又はレチノイドとイソステアリン酸ポリオキシエチレン硬化ヒマシ油とを含有する皮膚外用剤が開示され、特許文献2には、フコキサンチンを有効成分とする美肌用組成物が開示されている。

10

【先行技術文献】

【特許文献】

【0004】

【特許文献1】特開2002-265313号公報

【特許文献2】特開2008-291004号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

スキンケア化粧品については、さらなる美肌効果の向上が常に望まれている。

20

【0006】

本発明は、前記事情に鑑みてなされたものであり、しわ、たるみ、シミ、くすみなどの予防・改善に優れるスキンケア化粧品組成物を提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0007】

前記課題を解決することのできた本発明のスキンケア化粧品組成物は、ザクロエキス、デーツエキス、イチジクエキス、青りんごエキス、アプリコットエキス、および、ブドウエキスを含有することを特徴とする。すなわち、本発明者らは、特定の植物体から抽出されたエキス（ザクロエキス、デーツエキス、イチジクエキス、青りんごエキス、アプリコ 30  
ットエキス、ブドウエキス）を組み合わせることで得られるスキンケア化粧品組成物が、極めて優れる美肌効果を奏することを見出し、本発明を完成するに至った。

【0008】

本発明のスキンケア化粧品組成物は、前記エキスの合計含有率が、0.001質量%～10質量%であることが好ましい。

【0009】

前記エキス成分のうち、ザクロエキス成分の含有率は、20質量%～40質量%であり、デーツエキス成分の含有率は、5質量%～10質量%であり、イチジクエキス成分の含有率は、10質量%～15質量%であり、青りんごエキス成分の含有率は、8質量%～12質量%であり、アプリコットエキス成分の含有率は、7質量%～11質量%であり、ブ 40  
ドウエキス成分が：残部（エキス成分の合計が100質量%になる）であることが好ましい。

【0010】

本発明のスキンケア化粧品組成物は、ポリフェノール成分として、エラグ酸、ルチン、エピカテキン、プロシアニジン、カテキン、および、アントシアニンを含むことが好ましい。

【発明の効果】

【0011】

本発明によれば、しわ、たるみ、シミ、くすみなどの予防・改善の皮膚老化防止作用に優れるスキンケア化粧品組成物が得られる。

50

## 【発明を実施するための形態】

## 【0012】

本発明のスキンケア化粧品組成物は、ザクロエキス、デーツエキス、イチジクエキス、青りんごエキス、アプリコットエキス、および、ブドウエキスを含有することを特徴とする。

## 【0013】

これらのエキスを含有することにより美肌効果を向上するメカニズムについては、不明であるが、これらのエキスに含まれる美肌有効成分（ポリフェノール成分）が、皮膚細胞を活性化して皮膚老化防止効果を付与すると考えられる。

## 【0014】

本発明のスキンケア化粧品組成物において、前記エキスの合計含有率は、0.001質量%以上が好ましく、0.005質量%以上がより好ましく、0.01質量%以上がさらに好ましく、10質量%以下が好ましく、5質量%以下がより好ましく、0.5質量%以下がさらに好ましく、0.2質量%以下が特に好ましい。エキスの合計含有率が前記範囲であれば、所望の美肌効果が得られやすいからである。

## 【0015】

各エキスの配合比率は、以下の質量比であることが好ましい。各エキスの配合比率が以下の範囲であれば、より高い美肌効果を持つスキンケア化粧品組成物を得ることができる。

ザクロエキス：20質量%～40質量%が好ましく、約30質量%がより好ましい。

デーツエキス：5質量%～10質量%が好ましく、約8質量%がより好ましい。

イチジクエキス：10質量%～15質量%が好ましく、約12質量%がより好ましい。

青りんごエキス：8質量%～12質量%が好ましく、約10質量%がより好ましい。

アプリコットエキス：7質量%～11質量%が好ましく、約9質量%がより好ましい。

ブドウエキス：残部（エキスの合計が100質量%である）。

## 【0016】

本発明で使用するザクロエキスはミソハギ科植物ザクロ（*Punica granatum* L.）から抽出されたエキスであり、抗酸化、美白効果に優れる。ザクロエキスは、ポリフェノール成分として、エラグ酸を含むものが好ましい。

## 【0017】

デーツエキスはヤシ科植物ナツメヤシ（*Phoenix dactylifera* L.）から抽出されたエキスであり、抗酸化、抗シワ効果に優れる。デーツエキスは、ポリフェノール成分として、ルチンを含むものが好ましい。

## 【0018】

イチジクエキスはクワ科植物イチジク（*Ficus carica* L.）から抽出されたエキスであり、抗炎症、抗腫瘍形成効果に優れる。イチジクエキスは、ポリフェノール成分として、エピカテキンを含むものが好ましい。

## 【0019】

青りんごエキスはバラ科植物青りんご（*Malus pumila* Mill.）から抽出されたエキスであり、抗酸化、抗アレルギー効果に優れる。青りんごエキスは、ポリフェノール成分として、プロシアニジンを含むものが好ましい。

## 【0020】

アプリコットエキスは、バラ科植物アプリコット（*Prunus armeniaca* L.）から抽出されたエキスであり、抗酸化、抗菌、抗シワ効果に優れる。アプリコットエキスは、ポリフェノール成分として、カテキンを含むものが好ましい。

## 【0021】

ブドウエキスは、ブドウ科植物ブドウ（*Vitis* spp.）から抽出されたエキスであり、抗酸化、美白、抗シワ効果に優れる。ブドウエキスは、ポリフェノール成分として、アントシアニン、ミリセチン、レスベラトロールを含むものが好ましい。

## 【0022】

10

20

30

40

50

これらのエキスは、いずれも植物由来のものであり、安全性が高い。植物体の抽出部位は、所望の効果が得られる限り特に制限はなく、例えば、植物体の全草、又は根、茎、幹、樹皮、幼芽、葉、花、果実、種子等を用いることができ、果実を用いることが好ましい。本発明で使用する各エキスは、ポリフェノール成分を高純度で含有することが好ましい。ポリフェノール成分の含有率は、90質量%以上が好ましく、98質量%以上がより好ましい。

#### 【0023】

エキスの抽出に用いられる植物体の部位は、そのまま抽出に用いてもよいし、抽出部位を加工して抽出に用いてもよい。加工の具体例としては、例えば、搾汁、乾燥、粉碎、圧搾、細切、および、発酵などを挙げることができる。また、ポリフェノール成分が含まれる限り、全草、又は根、茎、幹、樹皮、幼芽、葉、花、果実、種子等のいずれの部分を用いてもよい。

10

#### 【0024】

前記エキスを各植物体から抽出する方法は特に限定されないが、たとえば、溶媒抽出、超臨界抽出等が挙げられる。これらのうちの何れか一方のみを行ってもよいし、これらの両方を行ってもよい。また、この抽出は、それぞれの方法を1回だけ行ってもよいし、2回以上行ってもよい。

#### 【0025】

溶媒抽出にて抽出する場合、使用する溶媒は特に限定されないが、たとえば、水、メタノール、エタノール、イソプロパノール、ブタノール、アセトン、メチルエチルケトン、1,3-ブチレングリコール、エチレングリコール、プロピレングリコール、グリセリン、酢酸、酢酸エチル、エーテル、ヘキサン、ペンタン、ベンゼン等が挙げられる。これらの溶媒は1種のみ用いてもよいし、2種以上併用してもよい。ポリフェノールを好適に抽出するという観点からは、水、メタノール、エタノールなどのアルコールを使用することが好ましい。

20

#### 【0026】

抽出溶媒として水を使用する場合には、抽出温度20 ~ 100、好ましくは40 ~ 70程度で行うとよい。これは、抽出温度が低すぎると、ポリフェノール成分が抽出されにくいためである。抽出用の水の種類は、特に限定されず、水道水、精製水（蒸留水、脱イオン水など）、ミネラル水、アルカリイオン水等を使用することができる。

30

#### 【0027】

抽出溶媒として含水アルコールを使用する場合、アルコール濃度30質量%以上、好ましくは50質量%以上であることが好ましい。30質量%未満の場合、美肌有効成分の抽出量が低下しやすくなるからである。また、抽出温度は、0 ~ 95、好ましくは20 ~ 80程度で行うとよい。なお、含水アルコール抽出は、ポリフェノール成分の含有率を向上させるため、種々の濃度で繰り返すとよい。

#### 【0028】

溶媒抽出にて抽出する場合、その抽出方法は特に限定されず、例えば、連続抽出、浸漬抽出、向流抽出等任意の方法を採用することができ、室温ないし還流加熱下において任意の装置を使用することができる。尚、上述した方法にて抽出を行う場合、これらのうちの1つのみを行ってもよいし、これらの方法を組み合わせてもよい。また、これらの抽出は、1回のみ行ってもよいし、2回以上行ってもよい。

40

#### 【0029】

具体的な方法としては、抽出溶媒を満たした処理槽に植物体またはその加工品を投入し、攪拌しながらポリフェノール成分を溶出させる。例えば、抽出溶媒として水または含水アルコールを用いる場合には、抽出原料の5倍~100倍量（重量比）程度の抽出溶媒を使用し、1分~150時間程度抽出を行う。溶媒中にポリフェノール成分を溶出させた後、ろ過して抽出残渣を除くことによって、抽出液を得る。その後、常法に従って抽出液に希釈、濃縮（蒸発濃縮、真空濃縮、減圧濃縮、膜濃縮、凍結濃縮など）、乾燥（加熱乾燥、凍結乾燥、噴霧乾燥など）、精製（活性炭処理、樹脂吸着処理、イオン交換樹脂処理、

50

液 - 液向流分配等の方法による精製)等の処理を施し、高濃度のポリフェノール成分を含有する抽出物を得る。

【0030】

更に、超臨界抽出により抽出を行う場合、このときに用いる超臨界流体は特に限定されないが、たとえば、二酸化炭素及び窒素等が挙げられる。これらは1種のみを用いても良いし、2種類以上併用しても良い。これらのうち特に二酸化炭素が好ましい。より容易に美肌有効成分を抽出することができるからである。また、このときの抽出方法は、公知の方法にて行えばよい。その後、常法に従って抽出液に希釈、濃縮、乾燥、精製等の処理を施し、高濃度の美肌有効成分を含有する抽出物を得る。

【0031】

前記抽出方法において、各エキスをそれぞれ単独で抽出してもよいし、二種以上の植物体原料からなる混合原料から複数のエキスを共に抽出してもよい。美肌有効成分を効率よく抽出する点から、植物体原料ごとに応じた抽出方法をそれぞれ採用することが好ましい。

【0032】

本発明のスキンケア化粧品組成物には、更に必要に応じて、本発明の効果を損なわない範囲で、通常、化粧料や医薬品外部、外用医薬品などの製剤に使用される成分、例えば、水(精製水、温泉水、深層水等の他、植物などを水蒸気蒸留した際に得られる水分も含む)、油剤、界面活性剤(乳化剤を含む)、金属セッケン、ゲル化剤、粉体、アルコール類、水溶性高分子、皮膜形成剤、樹脂、包接化合物、抗菌剤、防腐剤、香料、消臭剤、塩類、pH調整剤、清涼剤、植物・動物・微生物由来の抽出物、血行促進剤、美白剤、細胞賦活剤、紫外線防止剤、抗炎症剤、抗酸化剤、収斂剤、抗脂漏剤、活性酸素除去剤、保湿剤、キレート剤、角質溶解剤、酵素、ホルモン類、ビタミン類等を加えることができる。好適な成分の具体例としてはそれぞれ以下に示すものが挙げられる。ここで、「誘導体」には、形成可能な塩が含まれる。

【0033】

油剤としては、基剤の構成成分又は使用性、使用感を良くするものとして、通常の化粧料に使用されるものであれば、天然系油であるか、合成油であるか、或いは、固体、半固体、液体であるか等の性状は問わず、炭化水素類、ロウ類、脂肪酸類、高級アルコール類、エステル油、シリコーン油類、フッ素系油類等を使用することができる。好ましい油剤の例としては、スクワラン、ワセリン等の炭化水素類、ヒマシ油、ミンク油等の植物や動物由来の油脂、ミツロウ、カルナウバロウ、キャンデリラロウ、ゲイロウ等のロウ類等が挙げられる。

【0034】

乳化剤としては、前記油分を乳化してクリーム状にするものであり、ラウロイルグルタミン酸ナトリウム、モノステアリン酸グリセリル、モノステアリン酸POEグリセリル、ステアリン酸、水添パーム脂肪酸グリセリスなどが挙げられる。

【0035】

ゲル化剤は、系の安定化や使用性、使用感を良くするために用いられ、N-ラウロイル-L-グルタミン酸等のアミノ酸誘導体、デキストリンパルミチン酸エステル等のデキストリン脂肪酸エステル、ショ糖脂肪酸エステル、有機変性粘土鉱物等が挙げられる。

【0036】

粉体は、主としてメーキャップ化粧料における着色や皮膚の隠蔽、又は使用感を良くするため等多目的に用いられ、通常の化粧料に使用されるものであれば、その形状(球状、針状、板状等)や粒子径(煙霧状、微粒子、顔料級等)、粒子構造(多孔質、無孔質等)を問わず、いずれのものも使用することができる。この粉体のうち、無機粉体としては、例えば、硫酸バリウム、炭酸カルシウム、タルク、雲母、合成雲母、マイカ、カオリン、セリサイト、ケイ酸、無水ケイ酸、ケイ酸アルミニウムマグネシウム、セラミックパウダー、窒化ホウ素等が挙げられる。有機粉体としては、例えば、ポリエステルパウダー、ポリエチレンパウダー、ポリスチレンパウダー、ナイロンパウダー、ラウロイルリジン等

10

20

30

40

50

がそれぞれ挙げられる。また、粉体のうち、有色顔料としては、酸化鉄、カーボンブラック、酸化クロム、紺青、群青等の無機系顔料や、タール系色素をレーキ化したもの、天然色素をレーキ化したものが挙げられる。パール顔料としては、酸化チタン被覆雲母、酸化チタン被覆マイカ、オキシ塩化ビスマス、酸化チタン被覆オキシ塩化ビスマス、酸化チタン被覆タルク、魚鱗箔、酸化チタン被覆着色雲母等、その他タール色素、カルミン酸等の天然色素等が挙げられる。これらの粉体は、複合化したり、油剤やシリコン又はフッ素化合物で表面処理を行なっても良い。

【 0 0 3 7 】

アルコール類としてはエタノール、イソプロパノール等の低級アルコール、セタノール、ベヘニルアルコールなどの高級アルコール、グリセリン、ジグリセリン、エチレングリコール、ジエチレングリコール、トリエチレングリコール、プロピレングリコール、ジプロピレングリコール、1,3-ブチレングリコール(BG)、ポリエチレングリコール等が挙げられる。

10

【 0 0 3 8 】

水溶性高分子は、系の安定化や使用性、使用感を良くするために、また保湿効果を得るために用いられる。水溶性高分子の具体例として、カラギーナン、ペクチン、寒天、ローカストビーンガム等の植物系高分子、キサンタンガム等の微生物系高分子、カゼイン、ゼラチン等の動物系高分子、デンプン等のデンプン系高分子、メチルセルロース、エチルセルロース、カルボキシメチルセルロース、ヒドロキシプロピルセルロース、ニトロセルロース、結晶セルロース等のセルロース系高分子、アルギン酸ナトリウム等のアルギン酸系高分子、カルボキシビニルポリマー等のビニル系高分子、ラウリン酸ポリオキシエチレンソルビタン、ステアリン酸ポリオキシエチレンソルビタン、オレイン酸ポリオキシエチレンソルビタン(ポリソルベート80)などのポリオキシエチレン系高分子、ポリオキシエチレンポリオキシプロピレン共重合体系高分子、ポリアクリル酸ナトリウム等のアクリル系高分子、ベントナイト、ヘクトライト等の無機系水溶性高分子等が挙げられる。また、この中には、ポリビニルアルコールやポリビニルピロリドン等の皮膜形成剤も含まれる。

20

【 0 0 3 9 】

動物または微生物由来の抽出物としては、血清除蛋白、脾臓、トリ等の卵成分、卵殻膜抽出物、鶏冠抽出物、貝殻抽出物、貝肉抽出物、ローヤルゼリー、シルクプロテイン及びその分解物又はそれらの誘導体、ヘモグロビン又はその分解物、ラクトフェリン又はその分解物、イカスミ等の軟体動物、魚肉等、鳥類、貝類、昆虫類、魚類、軟体動物類等の動物由来の抽出物、霊芝抽出物等の微生物由来の抽出物等が挙げられる。動物または微生物由来の抽出物を配合することによって、保湿効果、細胞賦活効果、美白効果、抗炎症効果、活性酸素除去効果、血行促進効果等を付与することができる。

30

【 0 0 4 0 】

植物抽出物としては、植物の抽出部位や、抽出方法等に特に制限はなく、例えば植物の全草、又は根、茎、幹、樹皮、幼芽、葉、花、果実、種子等から抽出することが出来、これらを乾燥、細切、圧搾、或いは発酵等、適宜処理を施し、種々の適当な溶媒を用いて低温もしくは室温～加温下で抽出することができる。抽出溶媒としては、例えば水；メタノール、エタノール等の低級1価アルコール；グリセリン、プロピレングリコール、1,3-ブチレングリコール等の液状多価アルコール等の1種または2種以上を用いることができる。また、ヘキサン、アセトン、酢酸エチル、エーテル等の親油性溶媒を用いて抽出することもでき、その他、スクワラン等の油性成分等により抽出したのもでも良い。得られた抽出液は濾過または吸着、脱色、精製して溶液状、ペースト状、ゲル状、粉末状とすることもできる。必要ならば、効果に影響のない範囲で更に、脱臭、脱色等の精製処理をしても良い。抽出方法としては、例えば、上述した各エキスを得る抽出方法を採用することができる。

40

【 0 0 4 1 】

植物としては、アスパラガス、ノイバラ(エイジツ)、キイチゴ、クララ(クジン)、ケイケツウ、ゴカヒ、コーヒー、コメ、サイシン、サンザシ、シラユリ、シャクヤク、茶

50

、ブナ、ホップ、モッカ、ユキノシタ、アルテア、アシタバ、アルニカ、インチンコウ、イラクサ、キハダ（オウバク）、オトギリソウ、スイカズラ（キンギンカ）、サルビア（セージ）、シコン、シラカバ、ムクロジ、レンゲソウ、イチョウ、オオムギ、センブリ、ナツメ（タイソウ）、ローズマリー（マンネンロウ）、オウレン、グレープフルーツ、ゲンチアナ、サボンソウ、ショウブ、ジオウ、センキュウ、ゼニアオイ（ウスベニタチアオイ）、ハマメリス、フキタンポポ、プルーン、ボダイジュ、マロニエ、マルメロ、ウワウルシ葉等が挙げられる。植物抽出物を配合することによって、保湿効果、細胞賦活効果、美白効果、抗炎症効果、活性酸素除去効果、血行促進効果等を付与することができる。（尚、かっこ内は、植物の別名、生薬名等を記載した。）

【0042】

10

抗菌剤は、ニキビなどを予防、改善する目的で用いられ、安息香酸、安息香酸ナトリウム、パラオキシ安息香酸エステル、パラクロルメタクレゾール、塩化ベンザルコニウム、フェノキシエタノール、イソプロピルメチルフェノール等が挙げられる。これらを配合することにより、ニキビなどの細菌性の皮膚炎症による色素沈着を抑制し、さらに高い老化防止効果を発揮することができる。

【0043】

防腐剤としては、例えば、ブチルパラベン、メチルパラベンなどを挙げることができる。

【0044】

20

活性酸素除去剤は、紫外線による過酸化脂質の生成などを抑制する目的で用いられ、スーパーオキシドディスムターゼ、マンニトール、クエルセチン、カテキン及びその誘導体、チアミン類（チアミン塩酸塩、チアミン硫酸塩）、リボフラビン類（リボフラビン、酢酸リボフラビン等）、ピリドキシン類（塩酸ピリドキシン、ピリドキシンジオクタノエート等）、ニコチン酸類（ニコチン酸アミド、ニコチン酸ベンジル等）等のビタミンB類；ジブチルヒドロキシトルエン及びブチルヒドロキシアニソール等が挙げられる。これらの活性酸素除去剤を配合することによって、くすみを抑制し、より高い老化防止効果を発揮することができる。

【0045】

30

保湿剤としては、コラーゲン、エラスチン、ケラチン等のタンパク質またはそれらの誘導体、加水分解物並びにそれらの塩、ヒアルロン酸、コンドロイチン硫酸等のムコ多糖及びその誘導体、セリン、グリシン、テアニン、アスパラギン酸、アルギニン等のアミノ酸及びそれらの誘導体、ソルビトール、エリスリトール、トレハロース、イノシトール、グルコース、キシリトール、蔗糖およびその誘導体、デキストリン及びその誘導体、ハチミツ等の糖類、D-パンテノール及びその誘導体、糖脂質、セラミド等が挙げられる。これらの保湿剤を配合することにより、より高い老化防止効果を発揮し、透明感のある肌を実現することができる。

【0046】

血行促進剤は、皮膚の血流をうながすことによってメラニンの排出を促進する目的で用いられ、トウガラシチンキ、 $\alpha$ -オリザノール等が挙げられ、酵素としてはリパーゼ、パパイン等が挙げられる。これらを配合することにより、さらに高い老化防止効果が発揮できる。

40

【0047】

美白剤としては、ビタミンC及びその誘導体（L-アスコルビン酸リン酸エステル、L-アスコルビン酸硫酸エステル、ジパルミチン酸L-アスコルビル、テトライソパルミチン酸L-アスコルビル等）、グラブリン、グラブレン、リクイリチン、イソリクイリチン及びこれらを含むカンゾウ抽出物等が挙げられる。

【0048】

抗酸化剤としては、ビタミンE（トコフェロール）およびその誘導体（dl- $\alpha$ -トコフェロール、 $\alpha$ -トコフェロール、酢酸dl- $\alpha$ -トコフェロール、ニコチン酸-dl- $\alpha$ -トコフェロール、リノール酸-dl- $\alpha$ -トコフェロール、コハク酸dl- $\alpha$ -トコフェロール

50

等のトコフェロール及びその誘導体、ユビキノン類等)、ビタミンD及びその誘導体(エルゴカルシフェロール、コレカルシフェロール、ジヒドロキシスタナール等)、ルチン及びその誘導体、チオタウリン、タウリン、ヒドロキノン及びその誘導体、ヒスチジン、カテキン及びその誘導体等が挙げられる。

【0049】

抗炎症剤としては、グリチルリチン酸及びその誘導体、グリチルレチン酸及びその誘導体等が挙げられる。

【0050】

紫外線防止剤としては、パラメトキシケイ皮酸-2-エチルヘキシル、オキシベンゾン、4-tert-ブチル-4'-メトキシジベンゾイルメタン、2-ヒドロキシ-4-メトキシベンゾフェノン、2-ヒドロキシ-4-メトキシベンゾフェノン-5-スルホン酸、2-ヒドロキシ-4-メトキシベンゾフェノン-5-スルホン酸ナトリウム、2-ヒドロキシ-4-メトキシベンゾフェノン-5-硫酸ナトリウム、2-フェニルベンズイミダゾール硫酸ナトリウム、酸化チタン、酸化亜鉛等が挙げられる。また、粉体は微粒子のものを用いるとより高い効果が発揮される。

10

【0051】

角質溶解剤としては、サリチル酸、イオウ、レゾルシン、硫化セレン、ピリドキシン等を例示することができる。清涼剤としては、メントール、サリチル酸メチル等を例示することができる。収斂剤としては、クエン酸、酒石酸、乳酸、硫酸アルミニウム・カリウム、タンニン酸等を例示することができる。

20

【0052】

pH調整剤としては、塩酸、水酸化ナトリウム等の無機物、乳酸-乳酸ナトリウム、クエン酸-クエン酸ナトリウム、コハク酸-コハク酸ナトリウム等の緩衝剤等が挙げられる

【0053】

香料としては、天然香料及び合成香料が挙げられる。天然香料としては花、葉、材、果皮等から分離した植物性香料；ムスク、シベット等の動物性香料が挙げられる。合成香料としてはモノテルペン等の炭化水素類；脂肪族アルコール、芳香族アルコール等のアルコール類；テルペンアルデヒド、芳香族アルデヒド等のアルデヒド類；脂環式ケトン等のケトン類；テルペン系エステル等のエステル類；ラクトン類；フェノール類；オキサイド類；含チッソ化合物類；アセタール類等が挙げられる。

30

【0054】

本発明のスキンケア用化粧品組成物は、皮膚に塗布して使用する化粧品であれば、特に限定されず、例えば、肌の汚れなどを取り除き清潔に保つ洗浄効果を有する化粧品、肌を健やかに整え、肌あれや肌の乾燥を防ぐ保湿、柔軟効果を有する化粧品、紫外線などの外的刺激から肌を保護する紫外線防御効果を有する化粧品、皮膚の新陳代謝を活発にし、肌の生理活性を促す、シミ、シワなどの予防、改善効果を有する化粧品などを挙げることができる。

【0055】

本発明のスキンケア用化粧品の具体例としては、例えば、クレンジングクリーム、クレンジングジェル、クレンジングミルク、クレンジングローションなどのクレンジング(洗顔料)、ソフトニングローション、トレーニングローションなどのローション、クリーム、乳液、ジェル、パックなどを挙げることができる。本発明のスキンケア用化粧品は、クレンジング(洗顔料)、ローション、または、パックとして好適に使用することができる。

40

【実施例】

【0056】

以下、本発明を実施例によって詳細に説明するが、本発明は、下記実施例によって限定されるものではなく、本発明の趣旨を逸脱しない範囲の変更、実施の態様は、いずれも本発明の範囲内に含まれる。

【0057】

50



## [ ローションの作製 ]

表 1 に示す組成のローションを作製した。

【 0 0 5 8 】

【表 1】

		実施例1	比較例1
成分(質量%)	1, 3-ブチレングリコール	10	10
	ヒアルロン酸Na	0.1	0.1
	水溶性コラーゲン	0.1	0.1
	クエン酸	0.01	0.01
	クエン酸Na	0.15	0.15
	フェノキシエタノール	0.7	0.7
	フルーツミックスエキス	0.02	0
	水	残量	残量
評価	たるみの防止効果	◎	○
	しわの防止効果	◎	○
	シミの防止効果	○	×
	くすみの防止効果	◎	×

【 0 0 5 9 】

フルーツミックスエキス：KimiyaSabzeKamo社製のフルーツミックスエキスで、ザクロエキス30質量%(エラグ酸含有)、デーツエキス8質量%(ルチン含有)、イチジクエキス12質量%(エピカテキン含有)、青りんごエキス10質量%(プロシアニジン含有)、アプリコットエキス9質量%(カテキン含有)、および、ブドウエキス31質量%(アントシアニン、ミリセチン、レスベラトロール含有)を含有する。

【 0 0 6 0 】

## [ 試験 ]

顔面のたるみや小ジワが認められる成人女子20人を、それぞれ10人ずつ無作為に2群(A、B群)に、また、シミやくすみが認められる成人女子20人を、それぞれ10人ずつ無作為に2群(C、D群)に分け、A群、C群の顔面には実施例品を5g、B群、D群の顔面には比較例品を5g、それぞれ1日2回通常の使用状態と同様に30日間塗布した。

## [ たるみの防止効果 ]

化粧品塗布によるたるみの防止効果を以下の基準によって評価した。結果を表1に示す。

- ◎：10名のうち、たるみが改善された人が6名以上である。
- ：10名のうち、たるみが改善された人が4～5名である。
- ×：10名のうち、たるみが改善された人が3名以下である。

【 0 0 6 1 】

## [ しわの防止効果 ]

化粧品塗布によるしわの防止効果を以下の基準によって評価した。結果を表1に示す。

- ◎：10名のうち、しわが改善された人が6名以上である。
- ：10名のうち、しわが改善された人が4～5名である。

×：10名のうち、しわが改善された人が3名以下である。

【0062】

[シミの防止効果]

化粧品塗布によるシミの防止効果を以下の基準によって評価した。結果を表1に示す。

：10名のうち、シミが改善された人が6名以上である。

：10名のうち、シミが改善された人が4～5名である。

×：10名のうち、シミが改善された人が3名以下である。

【0063】

[くすみの防止効果]

化粧品塗布によるくすみの防止効果を以下の基準によって評価した。結果を表1に示す

10

。

：10名のうち、くすみが改善された人が6名以上である。

：10名のうち、くすみが改善された人が4～5名である。

×：10名のうち、くすみが改善された人が3名以下である。

【0064】

表1の結果から、ザクロエキス、デーツエキス、イチジクエキス、青りんごエキス、アブリコットエキス、および、ブドウエキスを含有する本発明のスキンケア化粧品組成物は、これらのエキスを含有しない組成物に比べて、肌のしわ、たるみ、シミ、くすみのいずれの項目においても顕著な美肌効果を示すことがわかる。

【産業上の利用可能性】

20

【0065】

本発明は、スキンケア化粧品組成物として好適に使用できる。

## フロントページの続き

合議体

審判長 光本 美奈子

審判官 大久保 元浩

審判官 齋藤 恵

- (56)参考文献 特表2005-532375(JP,A)  
特表2011-505353(JP,A)  
特開2014-221754(JP,A)  
特開2009-292847(JP,A)  
特開2011-051967(JP,A)  
特開2008-088123(JP,A)  
特開2006-328031(JP,A)  
特開2004-300117(JP,A)  
特開2006-273762(JP,A)  
特開2011-246350(JP,A)  
井端泰夫,フレグランスジャーナル,日本,フレグランスジャーナル社,1986年5月1日,  
臨時増刊No.6,p177-190

## (58)調査した分野(Int.Cl.,DB名)

A61K 8/00-8/99

A61Q 1/00-90/00

Mintel GNPD